

契約は成立する？ ～電話口で「はい」と 言っただけなのに～

突然の
電話勧誘に
注意！！

知らない番号から電話がかかってきた。対応すると「当社に変更していただくと電気料金が安くなります。」と言われた。不要な電話勧誘だと思ったので相手にせず、「はいはい、わかりました。」と言って電話を切った。ところが数日後、契約書の控えと口座振替用紙が送られてきた。そこで初めて先日電話勧誘してきた業者と契約してしまっていることに気が付いた。契約書は交わしていないが、契約は成立してしまうのか。

「契約」とは

「契約」とは当事者双方が内容に合意して約束することにより、法的な効力が生じること。民法第522条に定められています。消費生活においては『売ります』『買います』の意思が合致した時点で成立します。つまり**口約束でも契約は成立します**。

ポイント

■事例の様に「はい」や「結構です」といったあいまいな返事をしてしまうと契約が成立してしまう場合があります。必要なければきっぱりと断りましょう。

■契約が成立してしまうと、一方的に解約することはできません。解約できても違約金がかかる場合もあります。**契約はよく考えて慎重に行いましょう。**

■ただし、電話勧誘や訪問販売など不意打ち的な契約はクーリング・オフ(無条件解約)ができる場合があります。

特殊詐欺対策機器(電話機、外付けアダプター)の購入などに各種補助金制度があります。詳しくは飯田市消費生活センターにお問い合わせください。